

沿岸広域振興局長告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年6月7日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 大槌小国線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市小国第5地割28番1地先内	新	m 70.0～15.3	m 344.1
	旧	16.5～15.8	21.3

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成28年6月7日から同年7月7日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道  
（2）路線名 340号  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市小国第1地割65番1地先から第5地割28番10地先まで	新	A m 63.8～6.4	m 2,785.4
		B 58.9～15.6	1,683.7
	旧	A 63.8～6.4	2,785.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成28年6月7日から同年7月7日まで